

八代広域行政事務組合自動販売機設置に係る仕様書

この仕様書は、八代広域行政事務組合（消防庁舎）における飲料水自動販売機（以下「自動販売機」という。）の設置について、設置事業者を求める仕様を示したものです。

1. 貸付物件の概要

(1) 設置場所及び設置台数等

施設名 八代広域行政事務組合 消防庁舎

物件番号	設置場所	設置台数	最低貸付料 (月額・税別)
1①	みなと消防署(八代市三楽町3号9番2)2階階段室南側(正対して右)	1	5,100円
1②	みなと消防署(八代市三楽町3号9番2)2階階段室北側(正対して左)	1	5,100円

※場所の詳細は物件位置図で確認すること。

(2) 貸付面積（1物件あたり）

- ・自動販売機：1.3㎡（幅1.3m×奥行1.0m）
- ・回収ボックス：0.36㎡（幅0.6m×奥行0.6m）

※貸付面積には、自動販売機の放熱スペース、支持台等を含む。

(3) 貸付期間

令和7年6月1日から令和10年6月30日まで（更新なし）

※貸付契約は貸付期間の末日で終了し、更新は行わない。

※貸付期間中、停電作業などを行う場合がある。

2. 設置する自動販売機の種類及び条件並びに設置事業者の遵守事項

(1) 種類

缶入り又はペットボトル入りの自動販売機で、設置場所に適合するもの。

(2) デザイン

デザインは、周辺環境やユニバーサルデザインに配慮し、公共施設にふさわしいものとする。

(3) 環境対策

省エネルギー技術や低GWP冷媒の採用など環境に配慮したものであること。

(4) 安全対策

自動販売機の設置に当たっては、施設の躯体に負担のかからない方法で転倒防止措置を講ずること。

(5) 衛生管理

関係法令等を遵守するとともに、衛生管理、感染症対策等を徹底すること。

(6) 容器回収ボックスの設置等

設置事業者は、設置する自動販売機1台につき1個の容器回収ボックスを自動販売機付近の本組合が指定する場所に設置すること。

設置事業者は、設置した容器回収ボックス内の空容器を全て回収し、容器リサイクル法など関係法令に基づき適切に処理すること。

(7) 維持管理等

設置事業者は、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、故障時の対応、自動販売機内部及び外部並びに設置場所周辺の清掃など自動販売機の維持管理運営に必要な一切の業務を行うこと。

(8) 故障、問合せ及び苦情への対応

設置事業者は、設置する自動販売機に故障が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、故障、問合せ及び苦情に対しては、設置事業者の責任において対応すること。

(9) その他遵守事項

- ① 貸付契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。
- ② 売上状況等について所要の報告若しくは資料の提出又は現地での調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3. 販売商品の種類等

販売商品の種類は、炭酸飲料、コーヒー飲料、茶、水及びこれらに類する清涼飲料水並びに乳酸菌飲料とする。アルコール飲料、ノンアルコール飲料及びこれらに類する商品は販売できない。

販売価格は、標準販売価格（定価）以下とする。

4. 貸付料

貸付料は、各月の自動販売機売上額に設置事業者が提案した売上手数料率を乗じて得た額（1円未満切捨て。その額が1に記載する最低貸付料の額に満たないときは当該最低貸付料の額。）に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額とし、月ごとに支払うものとする。

5. 電気使用料

自動販売機に係る電気料金は、自動販売機の設置事業者が負担するものとする。

自動販売機の設置事業者は、電気料金の算出のため、自動販売機の電気使用量を計測する電気計器（子メーター）を設置することとし、本組合が定める方法で計算した金額を毎月組合に納付すること。

6. 費用負担

自動販売機の設置費用、電気使用量を計測する専用メーターの設置費用、維持管理及び撤去に要する費用など一切の費用は、設置事業者が負担するものとする。

7. 販売実績の報告

自動販売機の設置事業者は、別に本組合が指定する期間ごとに、自動販売機の販売数量及び売上額を本組合に対して報告するものとする。

8. 契約の解除

設置事業者は、自己の都合により自動販売機を撤去する場合は、1月前までに本組合に書面により通知し、本組合の指示する方法により契約を解除することができる。

9. 原状回復

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して本組合の確認を受けなければならない。

10. その他

- (1) 本組合が必要と判断した場合、施設内に自動販売機を増設することがある。これによって既に設置していた自動販売機の売上げが減少したとしても、設置事業者は本組合に補償を請求することはできない。
- (2) 自動販売機の設置事業者から報告された販売数量及び売上額は、次回公募の参考資料などとして公表する場合がある。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、設置事業者と本組合で協議のうえ決定する。